

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和2年5月11日（月）午後3時00分～
役場2F ミーティング室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副町長あいさつ

4 議事録署名委員指名

5 議 事

1) 令和2年度岩美町国民健康保険税（案）について

・・・P1～6

2) 令和2年度国民健康保険税の税率算定について

・・・P7～18

3) その他

6 その他

7 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：平成31年1月1日～令和3年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	河 上 圭 子	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	令和2年4月1日新任
公 益 代 表	上 村 榮	
	山 本 淳	会 長
	西 浦 晶 義	
	谷 口 健 治	
計	1 2 名	

令和2年度（第1回）

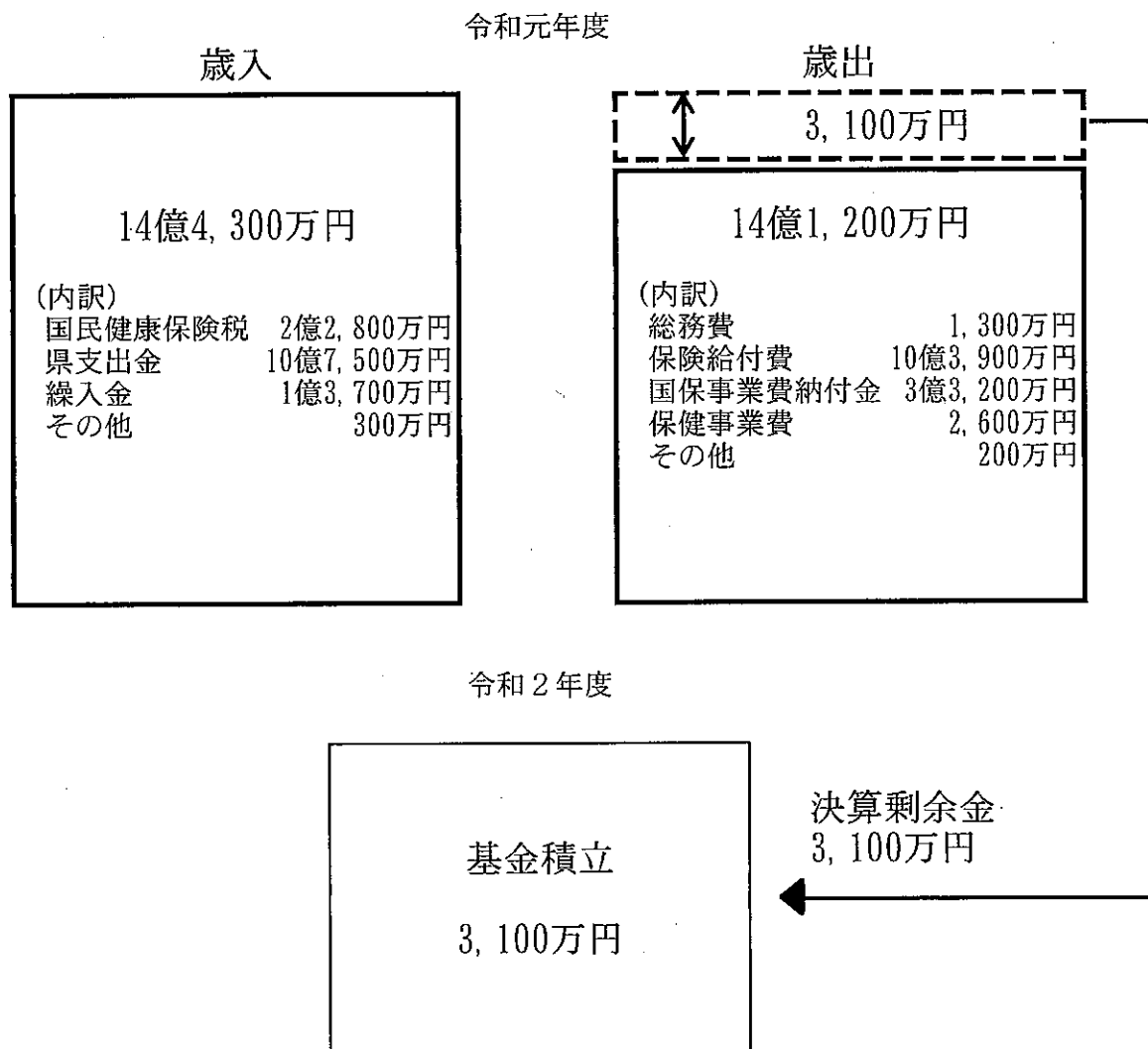
岩美町国民健康保険運営協議会資料

日時：令和2年5月11日（月）午後3時00分～

場所：岩美町役場 ミーティング室

岩 美 町

●令和元年度 国民健康保険特別会計決算見込



●国民健康保険積立基金管理状況

(単位: 円)

年度	前年度決算 剰余金積立	積立	基金取り崩し	年度末残額
H30	79,018,014	38,721	△19,827,000	214,717,277
R 1	26,157,524	73,192	△36,200,000	204,747,993
R 2	31,000,000	121,000	△37,001,000	198,867,993

◇令和2年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
医療分	2,757	2,790	2,810	2,918	2,964	2,940
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,757	2,820	2,917	3,072	3,208	3,255
介護納付金分	820	866	910	1,047	1,129	1,195

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
医療分	2,737	2,771	2,806	2,884	2,933	2,930
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,737	2,787	2,871	3,008	3,141	3,197
介護納付金分	802	831	936	994	1,080	1,154

◎保険税（1人平均）の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
医療分	59,301	56,436	56,099	56,841	56,707	54,807
後期高齢支援分	19,600	20,950	21,218	19,658	18,478	23,479
小 計	78,901	77,386	77,317	76,499	75,185	78,286
介護納付金分	22,774	19,721	19,604	25,814	26,512	30,429
合 計	101,675	97,107	96,921	102,313	101,697	108,715

[算定時ベース]

(単位：円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
一般被保険者分	54,292	52,167	52,347	52,037	52,045	47,450
後期高齢支援分	21,298	21,198	21,558	20,077	19,219	23,576
小 計	75,590	73,365	73,905	72,114	71,264	71,026
介護納付金分	23,286	20,552	19,060	27,191	26,835	26,950
合 計	98,876	93,917	92,965	99,305	98,099	97,976

◇令和2年度 岩美町国民健康保険特別会計予算◇

1-1 令和2年度 医療給付費分予算 (0歳～74歳)

◎ 歳出予算 1,389,228千円

保 険 給 付 費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,091,898千円	246,610千円	33,432千円	17,288千円
療養給付費 925,200千円	一般被保険者分 246,547千円	特定健診 13,685千円	総務費 10,673千円
療養費 3,960千円	退職被保険者分 63千円	保健衛生費 8,591千円	積立金 121千円
高額療養費 156,600千円		健康増進 11,156千円	公債費 千円
審査支払手数料 2,646千円		保健事業計 33,432千円	諸支出金(一般) 744千円
高額介護 110千円			病院線入金 3,750千円
移送費 20千円			予備費 2,000千円
出産一時金 2,522千円			その他支出計 17,288千円
葬祭費 840千円			
保険給付費計 1,091,898千円			

◎ 歳入予算 1,389,228千円

保 険 税		県支出金	他会計繰入金 (一般会計繰入金)	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 139,682千円 (調定額148,598千円)	滞納分 12,720千円	1,122,989千円	76,503千円	37,001千円	333千円
滞納分内訳		普通交付金 1,068,536千円	保健事業等 7,011千円	保険税軽減 35,000千円	他科目及び手数料 102千円
一般7,660千円	退職240千円	特別交付金 34,453千円	災害安定化負担金 49,017千円	償還金 1千円	財産収入 121千円
後期2,780千円	後期20千円	県支出計 1,122,989千円	財政安定化支援金 20,475千円	予備費 2,000千円	寄付金 1千円
介護1,950千円	介護70千円		他会計繰入金 76,503千円	基金繰入金 37,001千円	繰越金 1千円
					諸収入 108千円
					その他収入計 333千円

1-2 令和2年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度 区 分	令和2年度		令和元年度	
	本算定 (3/31) 時 人	当初予算 人	本算定 (3/31) 時 人	当初予算 人
被保険者数 ①	2,737	2,757	2,771	2,790
一人当り保険税額 ②	54,292円	59,301円	52,167円	56,436円
調定見込額 ①×②=③	148,598千円	163,491千円	144,554千円	157,457千円
徴収率(予定) ④	94.0%	94.0%	93.0%	93.0%
予 算 額 ③×④=⑤	139,682千円	153,682千円	134,435千円	146,435千円

	R2本算定	差額	R1本算定
後期高齢者支援税額	21,298円	100円	21,198円
1人当り税額(一般+後期)	75,590円	2,225円	73,365円

◎ 1人当たり保険税額(本算定)

令和元年度

52,167円

令和2年度

54,292円

2,125円

Ⅱ－１ 令和2年度 後期高齢者支援金分予算（0歳～74歳）

◎ 後期高齢者分歳出予算（見込） 71,264 千円（国保事業費納付金）
 一般被保険者分：71,243千円
 退職被保険者分： 21千円

◎ 後期高齢者分歳入予算（見込） 71,264 千円

保 険 税	保険基盤安定後期支援相当分
現年度分 54,794千円 (調定額 58,292 千円)	16,470千円

Ⅱ－２ 令和2年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区 分	令和2年度		令和元年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	2,737 人 一般 2,737 退職 0	2,757 人 一般 2,757 退職 0	2,787 人 一般 2,771 退職 16	2,820 人 一般 2,790 退職 30
1人当り保険税額 ②	21,298 円	19,600 円	21,198 円	20,950 円
調定見込額 ① × ② = ③	58,292 千円	54,036 千円	59,078 千円	59,078 千円
徴収率（予定） ④	94.0 %	94.0 %	93.0 %	93.0 %
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	54,794 千円	50,794 千円	54,943 千円	54,943 千円

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和元年度

21,198円

令和2年度

21,298円

100円

Ⅲ－１ 令和2年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 28,268 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 28,268 千円

保 険 税	保険基盤安定介護相当額
現年度分 17,554千円	10,714千円
(調定額 18,675 千円)	

Ⅲ－２ 令和2年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和2年度		令和元年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数	人	人	人	人
①	802	820	831	866
	一般 802 退職 0	一般 820 退職 0	一般 818 退職 13	一般 837 退職 29
1人当り保険税額	円	円	円	円
②	23,286	22,774	20,552	19,721
調定見込額	千円	千円	千円	千円
① × ② = ③	18,675	18,674	17,078	17,078
徴収率（予定）	%	%	%	%
④	94.0	94.0	93.0	93.0
予 算 額	千円	千円	千円	千円
③ × ④ = ⑤	17,554	17,554	15,883	15,883

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和元年度

20,552円

令和2年度

23,286円

2,734円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
H8	20,000,000	1,347,189		252,572,385
9	14,000,000	1,073,672		267,669,853
10	1,200,000	1,147,259	△ 4,000,000	274,017,112
11	300,000	870,778	△ 25,000,000	242,187,890
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,200,000	204,747,993
2	31,000,000	121,000	△ 37,001,000	198,867,993

令和2年度国民健康保険税の税率算定資料

I 医療給付費分

1 国保加入の状況

(令和2年4月1日現在)

項 目 世 帯 別		世 帯 数 (平等割) 世帯	被 保 険 者 (均等割) 人	課税総所得金額 (所得割) 千円	固定資産税総額 (資産割) 千円	備 考
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和元年度	1,488	2,536	1,137,030	63,323	
	令和2年度	1,493	2,514	1,088,949	65,114	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和元年度	235	235	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
	令和2年度	223	223	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
小 計	令和元年度	1,723	2,771	1,137,030	63,323	
	令和2年度	1,716	2,737	1,088,949	65,114	
退 職 者 世 帯	令和元年度	4	16	3,805	131	
	令和2年度	-	-	-	-	
計	令和元年度	1,727	2,787	1,140,835	63,454	
	令和2年度	1,716	2,737	1,088,949	65,114	

2 軽減前の額 179,482 千円

調定見込み額 148,598 千円 (1人当り 54,292 円×2,737 人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所 得 割 179,482 千円×40/100≒ 71,793 千円

資 産 割 179,482 千円×10/100≒ 17,948 千円

均 等 割 179,482 千円×35/100≒ 62,819 千円

平 等 割 179,482 千円×15/100≒ 26,922 千円

4 税率

所 得 割 $\frac{\text{調定額 } 71,793 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 2,255 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,088,949 \text{ 千円}} \approx \frac{6.8}{100}$

資 産 割 $\frac{\text{調定額 } 17,948 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 609 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 65,114 \text{ 千円}} \approx \frac{28.5}{100}$

均 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 62,819 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 2,737 \text{ 人}} \approx 22,960 \text{ 円}$

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 24,931 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 1,493 \text{ 世帯}} \approx 16,700 \text{ 円}$
(特定世帯等以外の世帯)

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 1,603 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 192 \text{ 世帯}} \approx 8,350 \text{ 円}$
(特定世帯)

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 388 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 31 \text{ 世帯}} \approx 12,520 \text{ 円}$
(継続世帯)

5 軽減額 30,884 千円

6 課税限度額 630 千円

7 限度超過見込額 2,864 千円 (内訳 所得割 2,255 千円 資産割 609 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が33万円以下の場合（7割軽減）

- ① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ア）
 $22,960 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 16,080 \text{ 円}$ （減額後の額 6,880 円）
- ② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号イ（ア）（イ）（ウ））
 - （ア）特定世帯等以外の世帯
 $16,700 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 11,690 \text{ 円}$ （減額後の額 5,010 円）
 - （イ）特定世帯
 $8,350 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 5,850 \text{ 円}$ （減額後の額 2,500 円）
 - （ウ）特定継続世帯
 $12,520 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 8,770 \text{ 円}$ （減額後の額 3,750 円）

(3) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

- ① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ア）
 $22,960 \text{ 円} \times 5 / 10 = 11,480 \text{ 円}$ （減額後の額 11,480 円）
- ② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号イ（ア）（イ）（ウ））
 - （ア）特定世帯等以外の世帯
 $16,700 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 8,350 \text{ 円}$ （減額後の額 8,350 円）
 - （イ）特定世帯
 $8,350 \text{ 円} \times 5 / 10 = 4,180 \text{ 円}$ （減額後の額 4,170 円）
 - （ウ）特定継続世帯
 $12,520 \text{ 円} \times 5 / 10 = 6,260 \text{ 円}$ （減額後の額 6,260 円）

(4) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

- ① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ア）
 $22,960 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 4,600 \text{ 円}$ （減額後の額 18,360 円）
- ② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号イ（ア）（イ）（ウ））
 - （ア）特定世帯等以外の世帯
 $16,700 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 3,340 \text{ 円}$ （減額後の額 13,360 円）
 - （イ）特定世帯
 $8,350 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 1,670 \text{ 円}$ （減額後の額 6,680 円）
 - （ウ）特定継続世帯
 $12,520 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 2,510 \text{ 円}$ （減額後の額 10,010 円）

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限度額	備 考
	千円	世帯数	人	負担額 円	当り負担額 円	千円	超過件数 件	
平成28年度(イ)	152,648	1,781	2,933	85,709	52,045	540	17	
平成29年度(ロ)	150,074	1,756	2,884	85,464	52,037	540	18	
平成30年度(ハ)	146,886	1,747	2,806	84,079	52,347	580	12	
令和元年度(ニ)	144,554	1,723	2,771	83,897	52,167	610	6	
令和2年度(ホ)	148,598	1,716	2,737	86,596	54,292	630	6	
増減(ホ)－(ニ)	4,044	-7	-34	2,699	2,125	20	0	
比 率 %	(ロ)÷(イ)	98.3	98.6	98.3	99.7	100.0	105.9	
	(ハ)÷(ロ)	97.9	99.5	97.3	98.4	100.6	66.7	
	(ニ)÷(ハ)	98.4	98.6	98.8	99.8	99.7	50.0	
	(ホ)÷(ニ)	102.8	99.6	98.8	103.2	104.1	100.0	

税率等の対比

区 分 年 度 別		A	B	C	D	対 比			備 考
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	6.7%	6.7%	6.5%	6.8%	100.0	97.0	104.6	
	資 産 割 額	30.8%	30.0%	29.1%	28.5%	97.4	97.0	97.9	
	均 等 割 額	21,750円	22,290円	21,960円	22,960円	102.5	98.5	104.6	
	平 等 割 額	15,980円	16,030円	16,170円	16,700円	100.3	100.9	103.3	
7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	15,230円	15,600円	15,380円	16,080円	102.4	98.6	104.6	
	世 帯 平 等 割 額	11,190円	11,220円	11,320円	11,690円	100.3	100.9	103.3	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	10,880円	11,150円	10,980円	11,480円	102.5	98.5	104.6	
	世 帯 平 等 割 額	7,990円	8,020円	8,090円	8,350円	100.4	100.9	103.2	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,350円	4,460円	4,400円	4,600円	102.5	98.7	104.5	
	世 帯 平 等 割 額	3,200円	3,210円	3,240円	3,340円	100.3	100.9	103.1	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	6,520円	6,690円	6,580円	6,880円	102.6	98.4	104.6	
	世 帯 平 等 割 額	4,790円	4,810円	4,850円	5,010円	100.4	100.8	103.3	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	10,870円	11,140円	10,980円	11,480円	102.5	98.6	104.6	
	世 帯 平 等 割 額	7,990円	8,010円	8,080円	8,350円	100.3	100.9	103.3	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	17,400円	17,830円	17,560円	18,360円	102.5	98.5	104.6	
	世 帯 平 等 割 額	12,780円	12,820円	12,930円	13,360円	100.3	100.9	103.3	

医療給付費の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和2年度 A				令和元年度 B				A-B 円 A/B %
	所得割資産	均等割	平等割	保険税	所得割資産	均等割	平等割	保険税	
所得及び資産、人数									
所得割算定基礎額	0円		(7割軽減世帯)	18,700			(7割軽減世帯)	18,000	700円 103.9%
固定資産税額	0円		13,760	5,010			13,160	4,850	
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	200,000円		(5割軽減世帯)	49,100			(5割軽減世帯)	47,400	1,700円 103.6%
固定資産税額	15,000円		22,960	8,350			21,960	8,080	
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	650,000円		(2割軽減世帯)	98,500			(2割軽減世帯)	94,600	3,900円 104.1%
固定資産税額	15,000円		36,720	13,360			35,120	12,930	
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	1,000,000円			134,800				129,400	5,400円 104.2%
固定資産税額	15,000円		45,920	16,700			43,920	16,170	
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	2,000,000円			202,800				194,400	8,400円 104.3%
固定資産税額	15,000円		45,920	16,700			43,920	16,170	
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	2,000,000円			248,800				238,300	10,500円 104.4%
固定資産税額	15,000円		91,840	16,700			87,840	16,170	
被保険者数	4人								
所得割算定基礎額	4,000,000円			384,800				368,300	16,500円 104.5%
固定資産税額	15,000円		91,840	16,700			87,840	16,170	
被保険者数	4人								
所得割算定基礎額	4,920,000円			447,300				428,100	19,200円 104.5%
固定資産税額	15,000円		91,840	16,700			87,840	16,170	
被保険者数	4人								
軽減世帯の基準となる総所得額 2人	(7割)	330,000円	令和2年度税率 所得割 6.8% 資産割 28.5% 均等割 22,960円 平等割 16,700円		(7割)	330,000円	令和元年度税率 所得割 6.5% 資産割 29.1% 均等割 21,960円 平等割 16,170円		
	(5割)	900,000円 (33万円+285千円×2人)		(5割)	890,000円 (33万円+280千円×2人)				
	(2割)	1,370,000円 (33万円+520千円×2人)		(2割)	1,350,000円 (33万円+510千円×2人)				
	330,000円			330,000円					
基礎控除額		330,000円				330,000円			
課税限度額		630,000円				610,000円			

II 後期高齢者支援金等分

1 国保加入の状況

(令和2年4月1日現在)

項 目		世 帯 数	被 保 険 者	課税総所得金額	固定資産税総額	備 考
世 帯 別		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円	(資産割) 千円	
一般世帯 (特定世帯等以外の世帯)	令和元年度	1,488	2,536	1,137,030	63,323	
	令和2年度	1,493	2,514	1,088,949	65,114	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和元年度	235	235	一般世帯 (特定世帯等以外の世帯) に含む		
	令和2年度	223	223	一般世帯 (特定世帯等以外の世帯) に含む		
退 職 者 世 帯	令和元年度	4	16	3,805	131	
	令和2年度	-	-	-	-	
計	令和元年度	1,727	2,787	1,140,835	63,454	
	令和2年度	1,716	2,737	1,088,949	65,114	

2 軽減前の額 70,220 千円

調定見込み額 58,292 千円 (1人当り 21,298 円× 2,737 人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所 得 割 70,220 千円×40/100≒ 28,088 千円

資 産 割 70,220 千円×10/100≒ 7,022 千円

均 等 割 70,220 千円×35/100≒ 24,577 千円

平 等 割 70,220 千円×15/100≒ 10,533 千円

4 税率

所 得 割 $\frac{\text{調定額 } 28,088 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 1,313 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,088,949 \text{ 千円}} \approx \frac{2.7}{100}$

資 産 割 $\frac{\text{調定額 } 7,022 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 335 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 65,114 \text{ 千円}} \approx \frac{11.3}{100}$

均 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 24,577 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 2,737 \text{ 人}} \approx 8,980 \text{ 円}$

平 等 割 (特定世帯等以外の世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 9,754 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 1,493 \text{ 世帯}} \approx 6,540 \text{ 円}$

平 等 割 (特定世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 627 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 192 \text{ 世帯}} \approx 3,270 \text{ 円}$

平 等 割 (継続世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 152 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 31 \text{ 世帯}} \approx 4,900 \text{ 円}$

5 軽減額 11,928 千円

6 課税限度額 190 千円

7 限度超過見込額 1,648 千円

(内訳 所得割 1,313 千円 資産割 335 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が33万円以下の場合（7割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ウ）

$$8,980 \text{ 円} \times 7 / 10 = 6,290 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 2,690 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$6,540 \text{ 円} \times 7 / 10 = 4,580 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 1,960 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,270 \text{ 円} \times 7 / 10 = 2,290 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 980 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,900 \text{ 円} \times 7 / 10 = 3,430 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 1,470 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ウ）

$$8,980 \text{ 円} \times 5 / 10 = 4,490 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 4,490 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$6,540 \text{ 円} \times 5 / 10 = 3,270 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 3,270 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,270 \text{ 円} \times 5 / 10 = 1,635 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 1,635 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,900 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,450 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 2,450 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ウ）

$$8,980 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,796 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 7,184 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$6,540 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,308 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 5,232 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,270 \text{ 円} \times 2 / 10 = 654 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 2,616 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,900 \text{ 円} \times 2 / 10 = 980 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額 } 3,920 \text{ 円})$$

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限 度 額	備 考
	千円	世帯数	人	負担 額 円	当り負担額 円	千円	超 過 件 数 件	
平成28年度(イ)	60,368	1,853	3,141	32,579	19,219	190	17	
平成29年度(ロ)	60,391	1,799	3,008	33,569	20,077	190	19	
平成30年度(ハ)	61,892	1,765	2,871	35,066	21,558	190	23	
平成元年度(ニ)	59,078	1,727	2,787	34,208	21,198	190	17	
令和2年度(ホ)	58,292	1,716	2,737	33,970	21,298	190	17	
増減(ホ)－(ニ)	-786	-11	-50	-238	100	0	0	
比率 %	(ロ)÷(イ)	100.0	97.1	95.8	103.0	104.5	100.0	111.8
	(ハ)÷(ロ)	102.5	98.1	95.4	104.5	107.4	100.0	121.1
	(ニ)÷(ハ)	95.5	97.8	97.1	97.6	98.3	100.0	73.9
	(ホ)÷(ニ)	98.7	99.4	98.2	99.3	100.5	100.0	100.0

税率等の対比

区 分	年 度 別	A	B	C	D	対 比			備 考
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	2.6%	2.8%	2.7%	2.7%	107.7	96.4	100.0	
	資 産 割 額	11.5%	13.1%	12.1%	11.3%	113.9	92.4	93.4	
	均 等 割 額	8,400円	9,230円	8,860円	8,980円	109.9	96.0	101.4	
	平 等 割 額	6,270円	6,720円	6,550円	6,540円	107.2	97.5	99.8	
7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	5,880円	6,460円	6,210円	6,290円	109.9	96.1	101.3	
	世 帯 平 等 割 額	4,390円	4,700円	4,590円	4,580円	107.1	97.7	99.8	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,200円	4,620円	4,430円	4,490円	110.0	95.9	101.4	
	世 帯 平 等 割 額	3,140円	3,360円	3,280円	3,270円	107.0	97.6	99.7	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	1,680円	1,850円	1,780円	1,800円	110.1	96.2	101.1	
	世 帯 平 等 割 額	1,250円	1,340円	1,310円	1,310円	107.2	97.8	100.0	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	2,520円	2,770円	2,650円	2,690円	109.9	95.7	101.5	
	世 帯 平 等 割 額	1,880円	2,020円	1,960円	1,960円	107.4	97.0	100.0	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,200円	4,610円	4,430円	4,490円	109.8	96.1	101.4	
	世 帯 平 等 割 額	3,130円	3,360円	3,270円	3,270円	107.3	97.3	100.0	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	6,720円	7,380円	7,080円	7,180円	109.8	95.9	101.4	
	世 帯 平 等 割 額	5,020円	5,380円	5,240円	5,230円	107.2	97.4	99.8	

後期高齢者支援金等分の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和2年度 A				令和元年度 B				A-B	
	所得	割資産	均割	平等割	均割	平等割	所得	割資産	A/B	%
所得及び資産、人数	0円			(7割軽減世帯)		(7割軽減世帯)				
所得割算定基礎額	0円			5,380		5,300				
固定資産税額				1,960		1,960				
被保険者数	2人									101.4%
所得割算定基礎額	200,000円			(5割軽減世帯)		(5割軽減世帯)				
所得割算定基礎額	15,000円			8,980		8,860				
固定資産税額				3,270		3,270				
被保険者数	2人									100.0%
所得割算定基礎額	650,000円			(2割軽減世帯)		(2割軽減世帯)				
所得割算定基礎額	15,000円			14,360		14,160				
固定資産税額				5,230		5,240				
被保険者数	2人									100.3%
所得割算定基礎額	1,000,000円									
所得割算定基礎額	15,000円			6,540		6,550				
固定資産税額										
被保険者数	2人									100.2%
所得割算定基礎額	2,000,000円									
所得割算定基礎額	15,000円			80,100		80,000				
固定資産税額										
被保険者数	2人									100.1%
所得割算定基礎額	2,000,000円									
所得割算定基礎額	15,000円			98,100		97,800				
固定資産税額										
被保険者数	4人									300円 100.3%
所得割算定基礎額	4,000,000円									
所得割算定基礎額	15,000円			152,100		151,800				
固定資産税額										
被保険者数	4人									300円 100.2%
所得割算定基礎額	4,920,000円									
所得割算定基礎額	15,000円			176,900		176,600				
固定資産税額										
被保険者数	4人									300円 100.2%
令和2年度 A	(7割)	330,000円	330,000円	令和2年度税率 所得割 2.7% 資産割 11.3% 均等割 8,980円 平等割 6,540円	(7割)	330,000円	令和元年度税率 所得割 2.7% 資産割 12.1% 均等割 8,860円 平等割 6,550円	(7割)	330,000円	
軽減世帯の基準となる総所得額	(5割)	900,000円	900,000円		(5割)	890,000円		(5割)	890,000円	
2人	(3割)	(33万円+285千円×2人)	(33万円+280千円×2人)		(3割)	(33万円+280千円×2人)		(3割)	(33万円+280千円×2人)	
	(2割)	1,370,000円	1,350,000円		(2割)	1,350,000円		(2割)	1,350,000円	
	(33万円+520千円×2人)	(33万円+510千円×2人)			(33万円+510千円×2人)			(33万円+510千円×2人)		
基礎控除額	330,000円	330,000円			330,000円	330,000円		330,000円	330,000円	
課税限度額	190,000円	190,000円			190,000円	190,000円		190,000円	190,000円	

Ⅲ 介護納付金分

1 国保加入者の40歳～64歳被保険者状況

(令和2年4月1日現在)

世帯別	項 目	世帯数 (平等割) 世帯	被保険者 (均等割) 人	課税総所得金額 (所得割) 千円	固定資産税総額 (資産割) 千円	備 考
一般世帯	令和元年度	622	818	285,950	12,764	
	令和2年度	615	802	334,334	12,118	
退職者世帯	令和元年度	12	13	2,834	86	
	令和2年度	-	-	-	-	
計	令和元年度	634	831	288,784	12,850	
	令和2年度	615	802	334,334	12,118	

2 軽減前の額 21,740 千円

調定見込み額 18,675 千円 (1人当り 23,286円× 802人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所得割 21,740 千円×40/100= 8,696 千円

資産割 21,740 千円×10/100= 2,174 千円

均等割 21,740 千円×35/100= 7,609 千円

平等割 21,740 千円×15/100= 3,261 千円

4 税率

所得割 $\frac{\text{調定額 } 8,696 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 665 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 334,334 \text{ 千円}} = \frac{2.8}{100}$

資産割 $\frac{\text{調定額 } 2,174 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 116 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 12,118 \text{ 千円}} = \frac{18.9}{100}$

均等割 $\frac{\text{調定額 } 7,609 \text{ 千円}}{\text{被保険者数 } 802 \text{ 人}} = 9,490 \text{ 円}$

平等割 $\frac{\text{調定額 } 3,261 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 615 \text{ 世帯}} = 5,310 \text{ 円}$

5 軽減額 3,065 千円

6 課税限度額 170 千円

7 限度超過見込額 781 千円 (内訳 所得割 665 千円 資産割 116 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が33万円以下の場合（7割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号オ）

$$9,490 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 6,650 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,840 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号カ）

$$5,310 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 3,720 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,590 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号オ）

$$9,490 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 4,750 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,740 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第13条第1項第2号エ）

$$5,310 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 2,660 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,650 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が33万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号オ）

$$9,490 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 1,900 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 7,590 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号カ）

$$5,310 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 1,070 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,240 \text{ 円})$$

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限度額	備 考
	千円	世帯数	人	負担額 円	当り負担額 円	千円	超過件数 件	
平成28年度(イ)	28,982	900	1,080	32,202	26,835	160	23	
平成29年度(ロ)	27,027	741	994	36,474	27,190	160	19	
平成30年度(ハ)	17,840	661	936	26,989	19,060	160	9	
平成元年度(ニ)	17,078	634	831	26,937	20,552	160	6	
令和2年度(ホ)	18,675	615	802	30,366	23,286	170	4	
増減(ホ)－(ニ)	1,597	-19	-29	3,429	2,734	10	-2	
比 率 %	(ロ)÷(イ)	93.3	82.3	92.0	113.3	101.3	100.0	82.6
	(ハ)÷(ロ)	66.0	89.2	94.2	74.0	70.1	100.0	47.4
	(ニ)÷(ハ)	95.7	95.9	88.8	99.8	107.8	100.0	66.7
	(ホ)÷(ニ)	109.4	97.0	96.5	112.7	113.3	106.3	66.7

税率等の対比

区 分	年 度 別	A	B	C	D	対 比			備 考
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	3.6%	2.7%	2.9%	2.8%	75.0	107.4	96.6	
	資 産 割 額	22.9%	18.0%	16.3%	18.9%	78.6	90.6	116.0	
	均 等 割 額	11,380円	8,100円	8,310円	9,490円	71.2	102.6	114.2	
	平 等 割 額	6,540円	4,920円	4,670円	5,310円	75.2	94.9	113.7	
7割軽減	被保険者1人当り	7,970円	5,670円	5,820円	6,650円	71.1	102.6	114.3	
	世帯平割額	4,580円	3,440円	3,270円	3,720円	75.1	95.1	113.8	
5割軽減	被保険者1人当り	5,690円	4,050円	4,160円	4,750円	71.2	102.7	114.2	
	世帯平割額	3,270円	2,460円	2,340円	2,660円	75.2	95.1	113.7	
2割軽減	被保険者1人当り	2,280円	1,620円	1,670円	1,900円	71.1	103.1	113.8	
	世帯平割額	1,310円	980円	940円	1,070円	74.8	95.9	113.8	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者1人当り	3,410円	2,430円	2,490円	2,840円	71.3	102.5	114.1	
	世帯平割額	1,960円	1,480円	1,400円	1,590円	75.5	94.6	113.6	
5割軽減	被保険者1人当り	5,690円	4,050円	4,150円	4,740円	71.2	102.5	114.2	
	世帯平割額	3,270円	2,460円	2,330円	2,650円	75.2	94.7	113.7	
2割軽減	被保険者1人当り	9,100円	6,480円	6,640円	7,590円	71.2	102.5	114.3	
	世帯平割額	5,230円	3,940円	3,730円	4,240円	75.3	94.7	113.7	

介護納付金の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和2年度 A				令和元年度 B			
	所得	割資産	均割	平等割	所得	割資産	均割	平等割
所得及び資産、人数	0円							
所得割算定基礎額	0円							
固定資産税額				5,680				4,980
被保険者数	2人			1,590				1,400
所得割算定基礎額	200,000円							
固定資産税額	15,000円			9,480				8,300
被保険者数	2人			2,650				2,330
所得割算定基礎額	650,000円							
固定資産税額	15,000円			15,180				13,280
被保険者数	2人			4,240				3,730
所得割算定基礎額	1,000,000円							
固定資産税額	15,000円			18,980				16,620
被保険者数	2人			5,310				4,670
所得割算定基礎額	1,300,000円							
固定資産税額	15,000円			18,980				16,620
被保険者数	2人			5,310				4,670
所得割算定基礎額	1,500,000円							
固定資産税額	15,000円			18,980				16,620
被保険者数	2人			5,310				4,670
所得割算定基礎額	2,100,000円							
固定資産税額	15,000円			18,980				16,620
被保険者数	2人			5,310				4,670
所得割算定基礎額	2,100,000円							
固定資産税額	15,000円			18,980				16,620
被保険者数	2人			5,310				4,670
令和2年度 A	令和元年度 B	令和2年度 A	令和元年度 B	令和2年度 A	令和元年度 B	令和2年度 A	令和元年度 B	令和2年度 A
所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得
割資産	割資産	割資産	割資産	割資産	割資産	割資産	割資産	割資産
均割	均割	均割	均割	均割	均割	均割	均割	均割
平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割
税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率
税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額
軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額
2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額